

## V 保健所における母子保健事業



# 1. 家庭訪問指導状況

(表5-1)

種別 保健所		平成29年度							平成30年度						
		総 数	北 部 保 健 所	中 部 保 健 所	那 覇 市 保 健 所	南 部 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所	総 数	北 部 保 健 所	中 部 保 健 所	那 覇 市 保 健 所	南 部 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所
妊産婦	実人員	1,295	0	0	1,290	4	1	0	1,473	0	0	1,470	3	0	0
	延人員	1,563	0	0	1,538	23	2	0	1,823	0	0	1,809	14	0	0
新生児 (未熟児を除く)	実人員	193	0	0	192	1	0	0	222	0	0	222	0	0	0
	延人員	215	0	0	213	2	0	0	282	0	0	282	0	0	0
未熟児	実人員	41	0	0	38	3	0	0	50	0	1	44	5	0	0
	延人員	74	0	0	59	15	0	0	75	0	1	59	15	0	0
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	952	0	0	948	4	0	0	1,073	1	3	1,065	4	0	0
	延人員	1,041	0	0	1,025	16	0	0	1,186	1	9	1,171	5	0	0
幼児	実人員	225	6	1	203	15	0	0	222	0	2	217	3	0	0
	延人員	339	6	1	275	57	0	0	325	0	5	312	8	0	0
長期療養児	実人員	224	21	44	26	96	24	13	243	24	56	8	124	24	7
	延人員	634	88	135	59	249	76	27	644	56	99	98	286	92	13
その他	実人員	61	1	0	59	1	0	0	72	0	2	66	4	0	0
	延人員	113	8	0	104	1	0	0	127	0	3	114	10	0	0
計	実人員	2,991	28	45	2,756	124	25	13	3,355	25	64	3,092	143	24	7
	延人員	3,979	102	136	3,273	363	78	27	4,462	57	117	3,845	338	92	13

資料：平成29・30年度地域保健・健康増進事業報告より

※平成25年度から中央保健所(那覇市、浦添市等)廃止

※那覇市は那覇市保健所に移管

2. 先天代謝異常常検査等実施状況

(表5-2)

年度	先天代謝異常検査(4疾患)			クレチン症検査			先天性副腎過形成症検査			神経芽細胞腫検査			
	事業開始年	S52	S55	S55	S55	H元年	S59	S59	S59	S59	S59		
	出生数	検査件数	実施率	再検査数	患者数	検査件数	実施率	再検査数	患者数	検査件数	再検査数	陽性	患者数
14	16,571	17,160	103.6	21	クレチン症1	17,160	103.6	324	6	17,160	103.6	111	1
15	16,303	16,970	104.1	61	クレチン症2	16,970	104.1	287	15	16,970	104.1	100	6
16	16,362	17,077	104.4	53	フェニルケトン尿症 ホモシチン尿症 ガラクトース2	17,077	104.4	242	6	17,077	104.4	25	2
17	16,115	16,721	103.8	54	フェニルケトン尿症 ガラクトース2	16,721	103.8	331	9	16,721	103.8	36	0
18	16,483	17,156	104.1	61	フェニルケトン尿症2	17,156	104.1	371	10	17,156	104.1	27	0
19	16,588	17,305	104.3	51	フェニルケトン尿症1	17,305	104.3	382	11	17,305	104.3	27	1
20	16,736	17,601	105.2	51	0	17,601	105.2	265	4	17,601	105.2	21	0
21	16,744	17,351	103.6	60	0	17,351	103.6	306	18	17,351	103.6	24	1
22	17,098	17,887	104.6	76	ガラクトース血症1	17,887	104.6	352	16	17,887	104.6	20	2
23	16,918	17,628	104.2	67	フェニルケトン尿症、 ガラクトース血症3	17,628	104.2	326	9	17,628	104.2	23	2
24	17,074	17,625	103.2	90	ガラクトース血症 ホモシチン尿症 4	17,625	103.2	337	10	17,625	103.2	34	1
25	17,209	17,782	103.3	70	ガラクトース血症 ホモシチン尿症 5	17,782	103.3	275	17	17,782	103.3	54	2
26 (4~9月)	8,299	8,634	104.0	43	ガラクトース血症3	8,634	104.0	93	8	8,634	104.0	17	1

休止

タンデムマス法導入以降の検査実施状況

年度	ガラクトース血症検査			クレチン症検査			先天性副腎過形成症検査			タンデムマス検査			
	検査件数	実施率	患者数	検査件数	実施率	患者数	検査件数	実施率	患者数	検査件数	実施率	患者数	
26 (10~3月)	8,241	8,532	103.5	210	1	8,532	103.5	320	8	8,532	103.5	239	1
27	17,062	17,202	100.8	511	2	17,202	100.8	744	15	17,202	100.8	530	4
28	16,760	17,172	102.5	541	5	17,298	103.2	667	13	17,212	102.7	581	2
29	16,324	16,842	107.1	545	6	17,018	108.2	699	14	16,921	107.6	602	2
30	15,732	16,157	102.7	496	2	16,341	103.9	680	22	16,212	103.1	551	4
R1	14,902	15,700	105.4	545	2	15,808	106.1	653	30	15,725	105.5	570	4

※H26.10月からタンデムマス法による検査を実施(対象疾患が6疾患から19疾患)(令和元年度現在20疾患)

※未熟児の再検査は検査件数に含まれるため、実施率が100%を超えることがある

※患者数には要経過観察者も含む

※R1.11から先天性代謝異常検査にFT4追加

### 3.妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給状況

\*妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費

妊娠高血圧症候群等にかかり7日以上入院した妊産婦に対し、所得階層に応じて医療費の一部を支給する。申請は各保健所で行う。

(表5-3)

年度	支給件数	入院延日数	疾 病 分 類		
			妊娠高血圧症候群	糖 尿 病	その他合併症
平成15	7	104	6	-	1
16	8	142	5	1	2
17	12	184	7	5	0
18	4	41	3	0	1
19	11	156	8	0	3
20	9	90	8	1	0
21	10	142	8	0	2
22	8	123	5	0	3
23	5	71	5	0	0
24	3	47	0	3	0
25	3	39	1	2	0
26	1	21	0	1	0
27	1	21	1	0	0
28	3	49	1	2	0
29	1	19	0	1	0
30	0	0	0	0	0
R1	1	21	1	0	0

### 4.令和元年度保健所別 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給状況

(表5-4)

項目 保健所	支給件数	世帯階層区分				疾 病 名		
		A	B	C	D	妊娠高血圧症	糖尿病	その他合併症
北部保健所	0							
中部保健所	0							
那覇市保健所	0							
南部保健所	1		1			1		
宮古保健所	0							
八重山保健所	0							
計	1	0	1	0	0	1	0	0

※世帯階層区分A:生活保護世帯

B:市町村民税非課税世帯

C:所得税非課税世帯

D:所得税課税世帯の所得税年額15,000円以下の世帯

## 5. 小児慢性特定疾病医療費助成制度 医療受給者証新規交付状況

平成31年3月1日～令和2年2月29日申請分

(表5-5)

年度 対象疾患名	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年
総数	516	487	659	535	499	495	479	502	562	537	460	422	512	445	450	412	440
悪性新生物	53	64	53	47	47	54	39	36	47	15	33	24	42	32	32	28	40
慢性腎疾患	62	42	74	41	38	41	36	35	42	41	34	42	38	27	27	26	28
慢性呼吸器疾患	31	30	78	55	36	41	33	39	52	78	51	44	53	41	43	45	40
慢性心疾患	75	72	156	95	95	107	107	111	139	149	105	86	112	67	68	76	85
内分泌疾患	174	179	158	159	169	160	169	203	168	159	159	147	149	155	158	129	138
膠原病	37	18	45	60	50	36	32	25	39	22	12	18	15	17	17	15	12
糖尿病	32	22	30	15	17	12	16	8	18	24	22	10	10	16	16	16	13
先天性代謝異常	11	20	20	12	13	12	8	14	14	12	20	6	8	12	12	6	7
血液疾患	32	35	17	22	17	11	13	14	15	9	6	10	3	3	3	5	0
免疫疾患(※1)												3	2	0	0	3	1
神経・筋疾患	9	5	22	24	12	15	16	17	22	21	13	22	52	40	40	27	43
慢性消化器疾患			6	5	5	6	10	0	6	7	5	5	17	17	17	13	15
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群(※ 1)												4	11	14	13	16	13
皮膚疾患(※1)												1	0	4	4	1	1
骨系統疾患(※ 2)																4	2
脈管系疾患(※2)																2	2

(※1)平成27年1月1日より新たに追加された疾患群

(※2)平成30年4月1日より新たに追加された疾患群

## 6. 保健所別小児慢性特定疾病医療受給者証新規交付状況

(表5-6)

対象疾患名 保健所名	計 (※)	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性 心疾患	内分 泌疾患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液 疾 患	免 疫 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患
計	440	40	28	40	85	138	12	13	7	0	1	43	15	13	1	2	2
北部保健所	40	4	3	2	12	8	2	0	1	0	0	7	1	0	0	0	0
中部保健所	189	21	11	22	30	58	6	8	3	0	0	14	4	9	0	1	2
南部保健所	176	14	10	15	34	64	3	4	3	0	1	15	8	3	1	1	0
宮古保健所	19	1	1	1	6	3	1	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0
八重山保健所	16	0	3	0	3	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
那覇市保健所(※)	95	9	6	8	32	27	1	2	0	0	0	7	2	1	0	0	0

※平成25年度の中核市移行に伴い、那覇市保健所分の実施主体は那覇市となるため、合計数には含まない

## 7. 小児慢性特定疾病医療給付状況

(表5-7)

対象疾患名		実人員 (人)	延件数 (件)
計		2,533	33,162
悪性新生物	入院	71	298
	通院	110	1,727
慢性腎疾患	入院	67	148
	通院	118	2,240
慢性呼吸器疾患	入院	103	274
	通院	99	4,305
慢性心疾患	入院	191	496
	通院	317	5,636
内分泌疾患	入院	29	47
	通院	760	7,324
膠原病	入院	9	27
	通院	65	879
糖尿病	入院	30	48
	通院	66	1,606
先天性代謝異常	入院	26	87
	通院	50	1,253
血液疾患	入院	2	10
	通院	31	402
免疫疾患	入院	5	10
	通院	13	190
神経・筋疾患	入院	84	240
	通院	126	3,880
慢性消化器疾患	入院	30	59
	通院	54	936
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	入院	16	61
	通院	18	491
皮膚疾患	入院	2	4
	通院	4	55
骨系統疾患	入院	7	24
	通院	25	369
脈管系疾患	入院	5	6
	通院	0	30

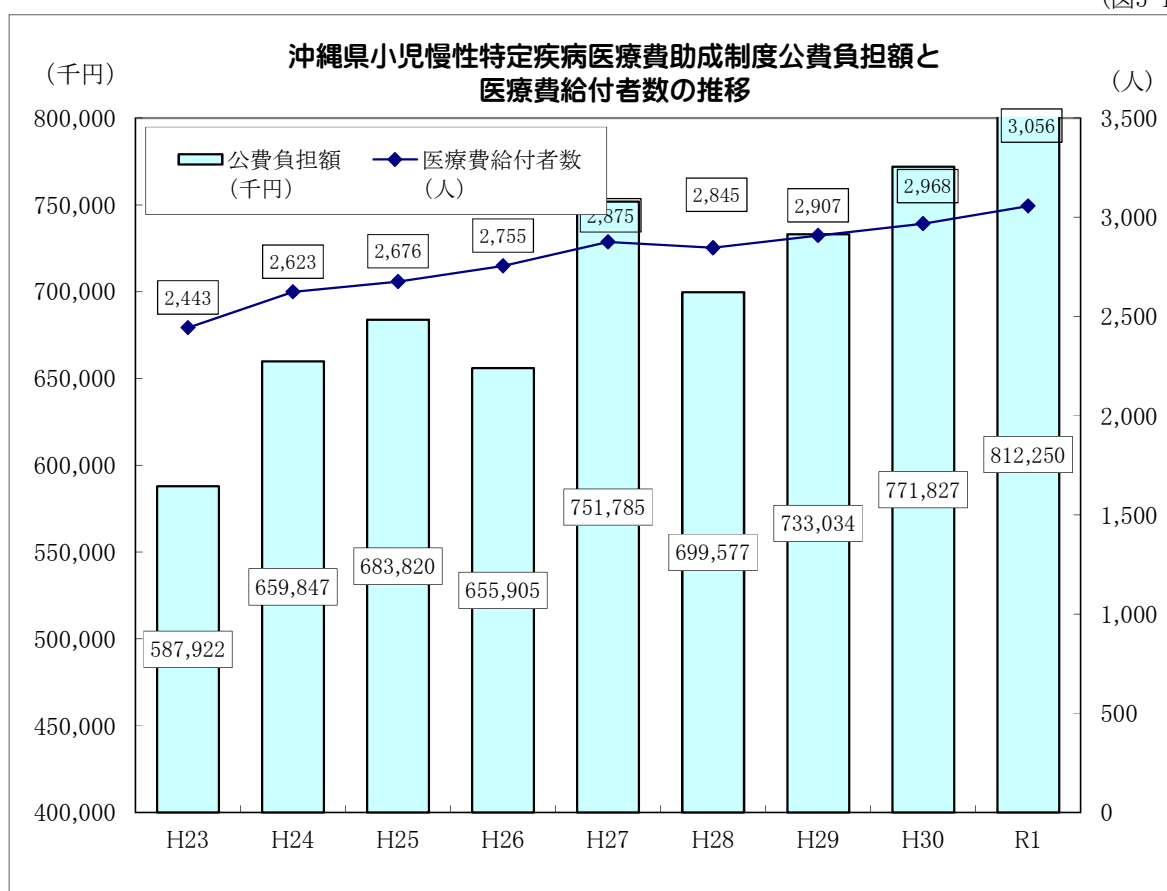
平成31年3月～令和2年2月診療に係る件数(請求ベース)

## 8. 小児慢性特定疾病医療費助成制度実績報告 小慢性特定疾病公費医療負担額及び受給者数の推移

(表5-8)

年度	※那覇市中核市へ移行(数字是那覇市を含む)								
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
公費負担額 (千円) (うち県負担分)	587,922 -	659,847 -	683,820 (556,015)	655,905 (511,713)	751,785 (581,014)	699,577 (536,086)	733,034 (552,527)	771,827 (583,145)	812,250 (579,540)
公費負担額 前年度比(%)	0.5	12.2	3.6	-3.8	14.3	-6.9	4.8	5.3	5.2
医療費給付者数 (人) (うち那覇市以外)	2,443 -	2,623 -	2,676 (2,160)	2,755 (2,224)	2,875 (2,326)	2,845 (2,265)	2,907 (2,322)	2,968 (2,355)	3,056 (2,446)
医療費給付者数 前年度比(%)	8.8	7.4	5.5	-0.4	6.6	-1.2	0.1	2.1	3.0

(図5-1)



<参考>

\*平成25年より、那覇市中核市移行

\*平成27年1月1日新制度に移行

<主な変更点>

- 1 入院のみから通院も対象となった
- 2 対象疾患が見直され、14疾患群704疾病となった
- 3 自己負担額の算定基準が所得税から地方住民税に変更された
- 4 指定医療機関・指定医制度が新たに導入された

\*平成30年4月1日より、16疾患群756疾病が対象となった

\*令和元年7月1日より、新たに6疾病が追加され、16疾患群762疾病が対象となった



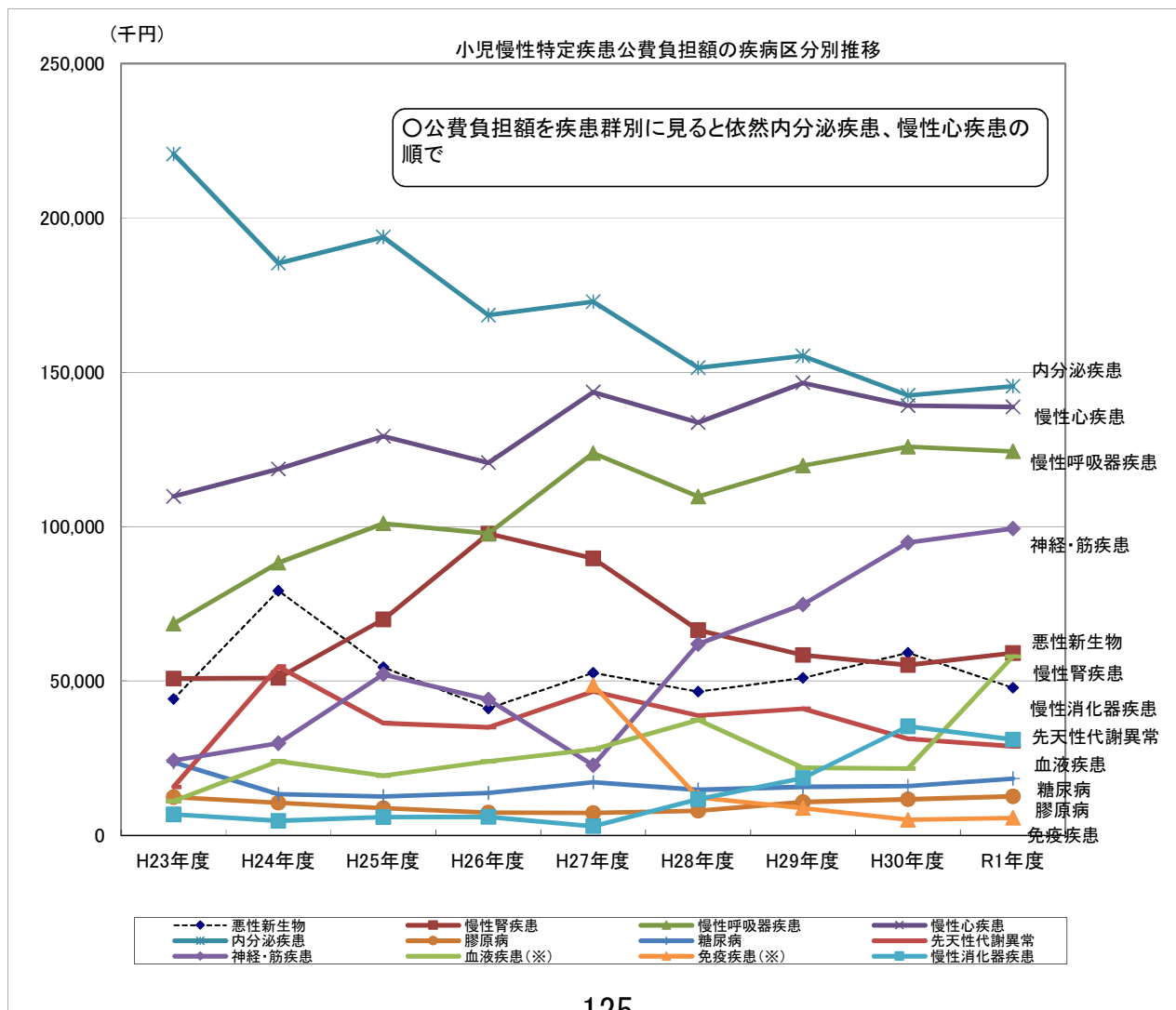
## (2) 疾患群別公費負担額の推移

(単位:千円)(表5-9)

疾患群	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
悪性新生物	44,153	79,248	54,478	41,131	52,645	46,514	50,943	59,126	47,830
慢性腎疾患	50,812	51,000	69,975	97,720	89,729	66,459	58,421	55,153	59,032
慢性呼吸器疾患	68,530	88,290	101,010	97,801	123,781	109,734	119,779	125,899	124,364
慢性心疾患	109,843	118,666	129,292	120,718	143,561	133,728	146,562	139,272	138,730
内分泌疾患	220,715	185,367	193,840	168,504	172,866	151,524	155,284	142,527	145,487
膠原病	12,366	10,593	8,830	7,382	7,276	7,968	10,789	11,707	12,634
糖尿病	23,681	13,373	12,610	13,756	17,238	14,722	15,709	15,915	18,400
先天性代謝異常	15,670	54,698	36,368	34,968	46,612	38,795	41,056	31,297	28,848
血液疾患(※)	11,083	24,042	19,358	23,971	27,823	(血)37,412	(血)21,914	(血)21,663	(血)57,953
免疫疾患(※)					48,682	(免)12,328	(免) 8,820	(免) 5,055	(免) 5,668
神経・筋疾患	24,277	29,845	52,178	44,002	22,678	62,012	74,759	94,900	99,353
慢性消化器疾患	6,792	4,725	5,880	5,952	2,972	11,702	18,539	35,336	31,034
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	1,761	6,358	9,906	10,491	16,234
皮膚疾患	-	-	-	-	155	320	553	1,865	3,044
骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-	20,924	23,158
脈管系疾患	-	-	-	-	-	-	-	697	481
合計	587,922	659,847	683,819	655,905	757,779	699,576	733,034	771,827	812,250

※平成27年の制度改正により、旧「血友病等血液・免疫疾患」は血液疾患と免疫疾患に疾患群が分かれた

(図5-2)



(3) 疾患群別医療費受給者数の推移

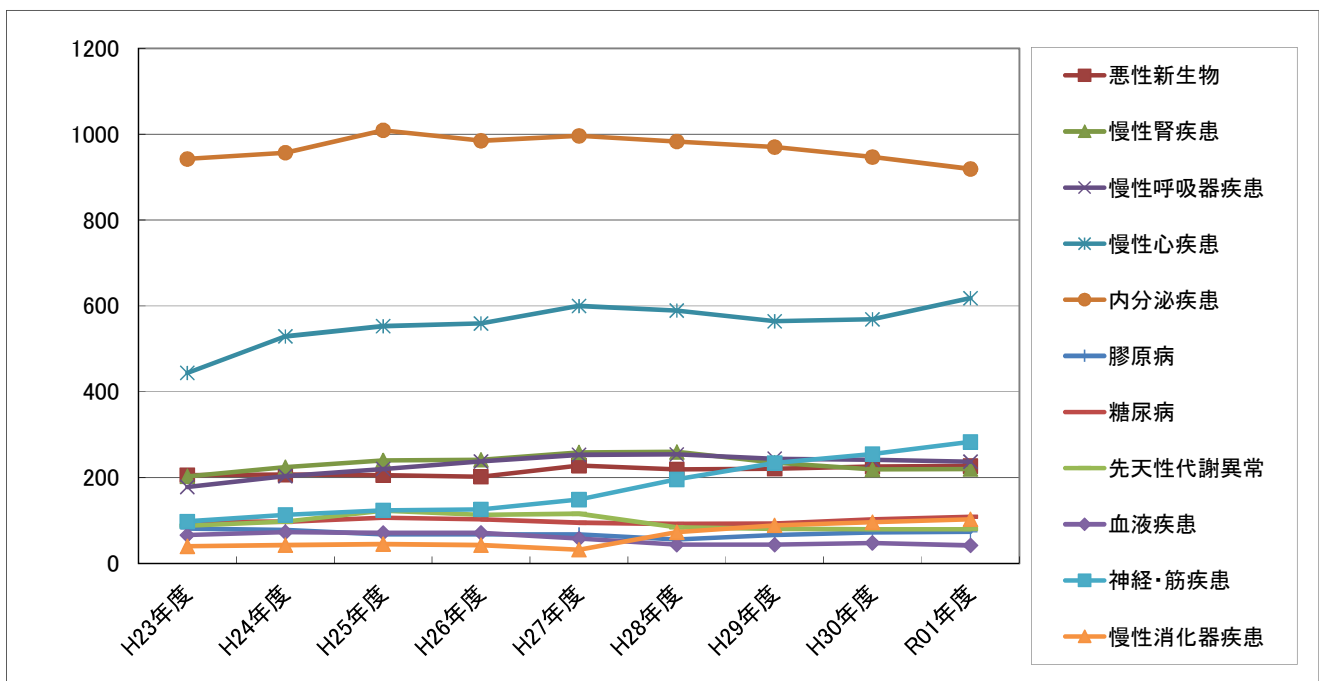
(表5-10)

(単位:人)

疾患群	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	対前年度	
										増減数	増減率
悪性新生物	206	207	206	202	228	219	221	226	227	1	0.4%
慢性腎疾患	203	224	240	242	259	260	235	219	220	1	0.5%
慢性呼吸器疾患	178	204	220	238	253	254	244	242	237	△5	△2.1%
慢性心疾患	444	529	553	559	600	589	564	569	618	49	7.9%
内分泌疾患	942	957	1009	985	996	983	970	947	919	△28	△3.0%
膠原病	81	78	68	68	68	56	66	72	74	2	2.7%
糖尿病	97	97	107	103	95	92	93	103	109	6	5.5%
先天性代謝異常	88	98	123	113	116	84	81	80	80	0	0.0%
血液疾患	66	73	71	71	58	44	44	48	42	△6	△14.3%
免疫疾患					84	27	21	20	18	△2	△11.1%
神経・筋疾患	98	113	124	126	149	196	234	255	283	28	9.9%
慢性消化器疾患	40	43	45	43	32	73	89	96	103	7	6.8%
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群				10	20	25	39	45	52	7	13.5%
皮膚疾患				1	1	2	6	7	7	0	0.0%
骨系統疾患								34	34	0	-
脈管系疾患								5	7	2	-
合計	2,443	2,623	2,766	2,761	2,959	2,904	2,907	2,968	3,030	62	2.0%

県内では、依然内分泌疾患の受給者が多く、ついで慢性心疾患となっている。  
 なお、他の疾患群については近年微増微減を繰り返しながら横ばいの状態が続いているが、ここ数年で神経・筋疾患の受給者数が増加の傾向にある。

(図5-3)



## 9. 特定不妊治療費助成事業の実績

### 1 目的

特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する経費の一部を助成することにより、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

### 2 助成実績

(表 5-11)

年度	助成組数	助成件数	助成額 (千円)	助成内容
H17	194	194	19,117	1回10万円まで 年1回、通算2年間
H18	350	350	34,593	1回10万円まで 年1回、 <u>通算5年間</u>
H19	394	588	55,839	1回10万円まで <u>年2回</u> 、通算5年間
H20	417	655	60,382	1回10万円まで 年2回、通算5年間
H21	582	1,023	115,050	<u>1回15万円まで</u> 年2回、通算5年間
H22	589	894	114,247	1回15万円まで 年2回、通算5年間
H23	754	1,178	152,942	1回15万円まで 年2回(初年度は3回)、通算5年間(合計10回)
H24	845	1,391	183,346	1回15万円まで 年2回(初年度は3回)、通算5年間(合計10回)
H25	873	1,402	174,604	1回15万円まで (C・Fについては7.5万円まで) 年2回(初年度は3回)、通算5年間(合計10回)
H26	896	1,471	179,951	1回15万円まで (C・Fについては7.5万円まで) 年2回(初年度は3回)、通算5年間(合計10回) <u>※新規で40歳未満の方を除く</u>
H27	980	1,541	202,571	平成28年1月20日以降に治療終了し、初回申請の場合に上限30万円(C・F除く)。男性不妊治療を行った場合、別途15万円まで助成(C除く)。
H28	846	1,268	225,171	43歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が40歳未満の方は43歳になるまでに6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回まで助成。

H29	879	1,331	245,713	43歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が40歳未満の方は43歳になるまでに6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回まで助成。
H30	850	1,298	218,243	43歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が40歳未満の方は43歳になるまでに6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回まで助成。
R1	798	1,336	223,065	43歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が40歳未満の方は43歳になるまでに6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回まで助成。男性不妊治療を行った場合、初回につき別途上限30万円まで助成。

※指定医療機関は、①ウイメンズクリニック系数、②うえむら病院、③豊見城中央病院、④やびく産婦人科・小児科、⑤琉球大学医学部附属病院、⑥アドベンチストメディカルセンター(H30.12.31まで)、⑦空の森クリニック

### 3 申請状況

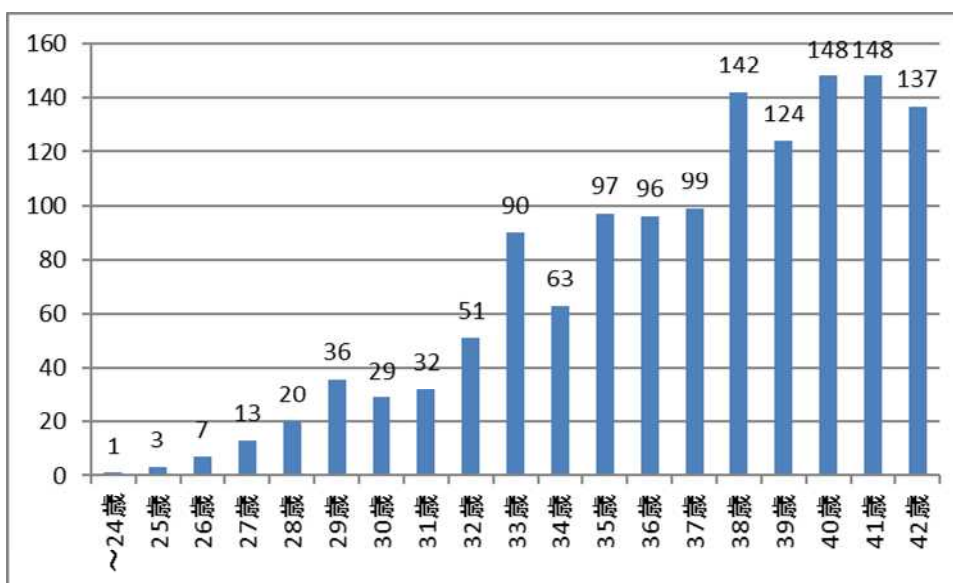
#### (1) 申請者の状況

(表 5-12)

	R1	H30
平均年齢	夫 (38.3 歳) 妻 (36.9 歳)	夫 (38.6 歳) 妻 (37.0 歳)
平均治療費 (申請額)	335,624 円	296,740 円
平均助成額 (交付決定額)	166,997 円	167,138 円

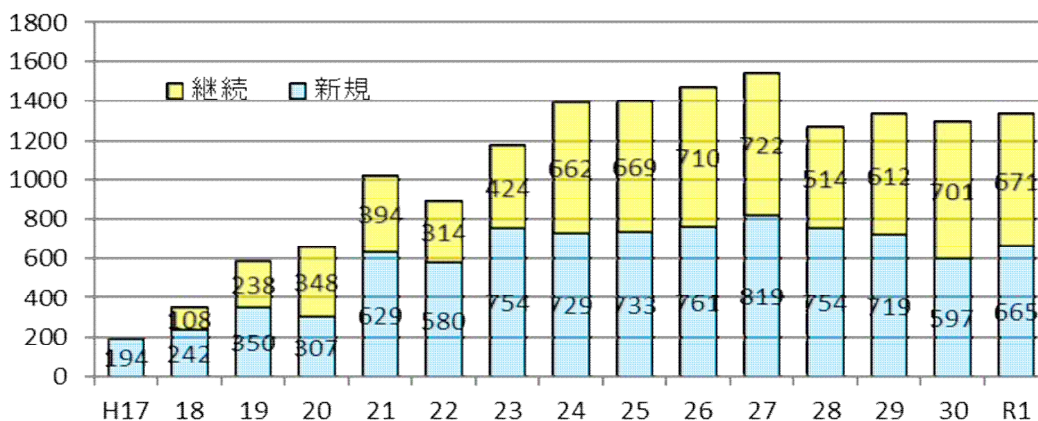
#### (2) 申請者 (妻) の年齢分布

(図 5-4)



(3) 申請件数

(図 5-5)



(4) 特定不妊治療実績 (指定医療機関集計)

(表 5-13)

年度	治療区分	患者総数	治療周期総数	採卵総数	移植総数	妊娠数
H17		482	689	636	370	59
H18		535	784	727	384	81
H19		580	902	786	471	101
H20		602	830	748	436	85
H21	新鮮胚	515	779	691	280	48
	凍結胚	499	855		742	134
H22	新鮮胚	843	1,224	1,116	414	72
	凍結胚	630	1,065		987	199
H23	新鮮胚	1,014	1,396	1,562	408	82
	凍結胚	784	1,224		1,588	262
H24	新鮮胚	1,098	1,504	1,313	437	89
	凍結胚	879	1,339		1,251	279
H25	新鮮胚	1,099	1,565	1,460	511	98
	凍結胚	1,090	1,612		1,563	381
H26	新鮮胚	1,352	1,886	1,764	515	102
	凍結胚	1,242	1,570		1,712	426
H27	新鮮胚	1,457	2,125	1,887	629	113
	凍結胚	1,455	2,210		2,134	608
H28	新鮮胚	1,659	2,394	2,121	621	149
	凍結胚	1,674	2,446		2,393	654
H29	新鮮胚	1,411	2,159	1,882	544	142
	凍結胚	1,614	2,551		2,451	738
H30	新鮮胚	1,518	2,149	1,999	534	138
	凍結胚	1,632	2,364		2,332	742
R1	新鮮胚	1,585	2,147	2,095	527	135
	凍結胚	1,654	2,530		2,491	850

※指定医療機関からの報告に基づき集計 (暦年)。

## 10. 県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和元年6月時点)

市町村	所属	支援制度内容	
1 国頭村	福祉課	制度名称	国頭村特定不妊治療費助成制度・国頭村不妊治療費助成制度・国頭村不妊治療に係る交通費の一部助成制度
		制度開始年度	平成28年度
		対象治療	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)一般不妊治療(タイミング療法・排卵誘発法など)
		対象者	戸籍上の夫婦・夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成金も3年以上村内に住所を有する者・対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと・医療保険に加入していること。
		助成上限額(1回あたり)	・特定不妊治療 1年度15万円を限度に通算5年間 ・一般不妊治療 本人負担額の1/2の額で1年間5万円を限度に通算2年間
		回数制限	
		医療機関の条件	県が助成対象となる不妊治療を行う医療機関として指定している医療機関
		その他	不妊治療に係る交通費 1年度毎に限度額5万円
2 大宜味村	住民福祉課	制度名称	大宜味村不妊治療費助成制度
		制度開始年度	平成31年度(令和元年度)
		対象治療	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)一般不妊治療(タイミング療法・排卵誘発法など)
		対象者	戸籍上の夫婦・夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成金も3年以上村内に住所を有する者・夫婦に村税等の滞納がないこと・医療保険に加入していること。
		助成上限額(1回あたり)	・特定不妊治療 1年度15万円を限度に通算5年間 ・一般不妊治療 本人負担額の1/2の額で1年間5万円を限度に通算2年間
		回数制限	特定(5年間)・一般(2年間)
		医療機関の条件	県が助成対象となる不妊治療を行う医療機関として指定している医療機関
		その他	不妊治療に係る交通費 1回あたり4000円 1年度あたり上限4万円
3 東村	福祉保健課	制度名称	東村不妊治療費等助成事業
		制度開始年度	平成29年度
		対象治療	一般不妊治療・特定不妊治療
		対象者	・不妊治療を受けた夫婦(夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有するもの)・対象者及び世帯員全員に村税等の滞納がないこと。
		助成上限額(1回あたり)	一般不妊治療1年度につき¥50,000 特定不妊治療1年度につき¥150,000
		回数制限	なし
		医療機関の条件	なし
		その他	不妊治療に係る交通費 1回あたり¥4,000 1年度あたり上限¥40,000
4 今帰仁村	福祉保健課(保健センター)	制度名称	今帰仁村特定不妊治療費助成事業・今帰仁村一般不妊治療費助成事業・今帰仁村不育治療費助成事業
		制度開始年度	平成24年度
		対象治療	特定:(体外受精・顕微授精)・一般:(保険適用内外の不妊治療など)・不育:(不育治療)
		対象者	本村に1年以上住所を有する法律上の夫婦・村税等の滞納が無い事
		助成上限額(1回あたり)	特定:(1年度15万円)・一般:(自己負担額の1/2の額で1年度5万円) 不育:(自己負担額の1/2の額で1年度15万円)
		回数制限	特定:(5年間)・一般(2年間)・不育(6回)
		医療機関の条件	特定:(沖縄県指定医療機関)・一般:(産婦人科などを標榜している医療機関)不育:(産婦人科などを標榜している医療機関)
		その他	
5 本部町	健康づくり推進課	制度名称	本部町特定不妊治療費助成制度
		制度開始年度	平成28年度
		対象治療	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
		対象者	・戸籍上の夫婦 ・夫婦の双方又は一方が、交付申請日において本部町に1年以上住所を有していること ・町税等を滞納していない方 ・夫婦の前年所得の合計額が730万円未満 ・妻の年齢が43歳未満
		助成上限額(1回あたり)	特定不妊治療に要した費用から沖縄県助成事業による助成金を差し引いた額で、1会計年度あたり15万円を限度
		回数制限	沖縄県の事業に準ずる
		医療機関の条件	沖縄県が指定している医療機関
		その他	

## 10. 県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和元年6月時点)

市町村	所属	支援制度内容	
6 伊江村	医療保健課	制度名称	不妊治療費助成
		制度開始年度	平成27年度
		対象治療	・一般不妊治療・不育治療・特定不妊治療
		対象者	・戸籍上の夫婦・伊江村に1年以上住所を有している・村税等の滞納がない・医療保険に加入している。
		助成上限額(1回あたり)	・一般不妊治療:1年度当たり20万円・不育治療:1年度あたり15万円・特定不妊治療:1回あたり25万円
		回数制限	一般不妊治療費・不育治療は開始した月から継続3年間・特定は県と同様
		医療機関の条件	指定医療機関
		その他	43歳以上の夫婦へも特定不妊治療の助成は継続、上限1回あたり35万円
7 伊平屋村	住民課	制度名称	島外医療機関の受診に係る渡航費助成
		制度開始年度	平成29年度
		対象治療	特定不妊治療
		対象者	県の特定不妊治療費助成事業を活用している夫婦
		助成上限額(1回あたり)	船賃:1,510円、宿泊費:6,000円×必要な日数
		回数制限	必要な回数
		医療機関の条件	特定不妊治療のできる医療機関
		その他	沖縄県離島患者等支援事業を活用
8 伊是名村	住民福祉課	制度名称	伊是名村特定患者渡航費等助成事業
		制度開始年度	平成30年度
		対象治療	県の特定不妊治療費助成事業を活用している夫婦
		対象者	戸籍上の夫婦、県の特定不妊治療助成事業を活用する者、税金に滞納の無い者
		助成上限額(1回あたり)	船賃:990円、宿泊費:上限5,000円×必要な日数
		回数制限	制限なし
		医療機関の条件	特定不妊治療のできる医療機関
		その他	沖縄県離島患者等支援事業を活用
9 恩納村	福祉健康課	制度名称	恩納村特定不妊治療費助成事業・恩納村一般不妊治療費助成事業
		制度開始年度	2019年度
		対象治療	特定不妊治療(体外受精・顕微授精) 一般不妊治療(保険適用内外の不妊治療など)
		対象者	①特定不妊治療:沖縄県要綱により助成を受けている方 ※沖縄県特定不妊治療費助成事業証明書の終期が2019年4月1日以降の方 ②一般不妊治療:2019年4月1日以降に治療開始した方※年齢制限無し ①②に共通 ・戸籍上の夫婦・恩納村に1年以上住所を有している前年所得が合計730万円未満・村税等の滞納がない・医療保険に加入している世帯。
		助成上限額(1回あたり)	・特定不妊治療:年度内助成限度額:15万円(県要綱第4条別紙のC及びFの場合は上限7万5千円)。 ・一般不妊治療:年度内助成限度額:13万円
		回数制限	制限なし ※一般不妊治療助成期間:治療開始から2年間
		医療機関の条件	特定:(沖縄県要綱に準ずる)・一般:(一般不妊治療が可能な病院)
		その他	
10 宜野座村	健康福祉課	制度名称	宜野座村特定不妊治療費助成事業・一般不妊治療費助成事業
		制度開始年度	平成23年4月(特定) 27年4月(一般)
		対象治療	特定:(体外受精・顕微授精)・一般:(保険適用内外の不妊治療など)
		対象者	・戸籍上の夫婦・宜野座村に1年以上住所を有している前年所得が合計730万円未満・村税等の滞納がない・医療保険に加入している世帯。
		助成上限額(1回あたり)	・特定不妊治療1年間15万円を限度に通算3年間(県の助成金額を控除した額) ・一般不妊治療1年間13万円を限度に通算2年間
		回数制限	制限なし、助成期間は、治療開始から特定は3年間、一般は2年間
		医療機関の条件	特定:(沖縄県指定医療機関)・一般:(産婦人科などを標榜している医療機関)
		その他	

## 10. 県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和元年6月時点)

市町村	所属	支援制度内容
11 金武町	保健福祉課	制度名称 金武町不妊治療費等助成事業
		制度開始年度 平成26年
		対象治療 一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、人工授精)特定不妊治療、治療に伴う検査
		対象者 戸籍上の夫婦、1年以上前から本町に住所を有する者、税金等の滞納の無い者
		助成上限額(1回あたり) 年度内助成限度額:特定:15万、一般:15万、検査:6万
		回数制限 なし
		医療機関の条件 一般不妊治療が可能な病院。特定については県に準ずる。 その他 助成期間は通算5年。申請期間は治療から1年以内
12 嘉手納町	子ども家庭課 母子保健係	制度名称 嘉手納町特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成24年度
		対象治療 平成24年4月1日以降に終了した特定不妊治療で、県助成事業により助成金の交付決定を受けた治療
		対象者 ・法律上の婚姻をしている ・申請時に夫婦のいずれか又は両方が、本町に住所を有している ・町税等を滞納していないの全てに該当する夫婦
		助成上限額(1回あたり) 15万円
		回数制限 なし
		医療機関の条件 なし その他 申請は1回の治療ごとに、治療終了後1年以内にしなければならない。
13 北谷町	子ども家庭課	制度名称 北谷町特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成28年度
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 県要綱により助成金を受けている夫婦
		助成上限額(1回あたり) 15万円(県要綱第4条別紙のC及びFの場合は上限7万5千円)
		回数制限 なし
		医療機関の条件 沖縄県と同内容 その他
14 中城村	健康保険課	制度名称 中城村特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 H27年4月1日
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 ・県要綱により助成金を受けている夫婦 ・申請時に夫婦の双方又は一方が、本村に1年以上住所を有している ・村税等を滞納していない夫婦
		助成上限額(1回あたり) 150,000(沖縄県要綱第4条C及びFにあっては75,000)
		回数制限 沖縄県と同内容
		医療機関の条件 沖縄県と同内容 その他
15 渡嘉敷村	民生課	制度名称 渡嘉敷村特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成29年10月1日
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 沖縄県特定不妊治療費助成事業要綱により助成金を受けている夫婦
		助成上限額(1回あたり) 1年度当たり15万円
		回数制限 回数制限なし
		医療機関の条件 沖縄県特定不妊治療費助成事業要綱の対象医療機関 その他
		制度名称 島外での通院及び入院に係る船舶運賃の補助金交付要綱
		制度開始年度 平成24年6月1日
		対象治療 不妊治療
		対象者 不妊治療中の者
		助成上限額(1回あたり) 船舶運賃2,590円上限
		回数制限 回数制限なし
		医療機関の条件 沖縄県特定不妊治療費助成事業要綱の対象医療機関 その他



## 10. 県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和元年6月時点)

市町村	所属	支援制度内容	
16 座間味村	総務・福祉課	制度名称	島外での通院並びに入院等にかかる船舶運賃及び宿泊費補助金
		制度開始年度	平成30年度
		対象治療	特定不妊治療
		対象者	沖縄県から特定不妊治療費助成事業承認決定を受けた者で、特定不妊治療を受ける夫婦
		助成上限額 (1回あたり)	(1人1回あたり) 船舶運賃2,580円上限+宿泊費1泊4,000円上限
		回数制限	なし
		医療機関の条件	特定不妊治療のできる医療機関
その他	沖縄県離島患者等支援事業を活用		
17 栗国村	民生課	制度名称	離島患者等支援助成事業
		制度開始年度	平成30年度
		対象治療	特定不妊治療
		対象者	沖縄県特定不妊治療費助成事業により助成金を受けている夫婦
		助成上限額 (1回あたり)	船舶運賃(2,280円)全額と宿泊費1泊上限6,000円(1回受診際し基本的に2泊)
		回数制限	回数制限なし
		医療機関の条件	平成30年4月1日から適用
その他	平成30年4月1日から適用		
18 南大東村	福祉民生課	制度名称	妊娠(不妊治療費を含む)・出産に関する補助金
		制度開始年度	平成25年度
		対象治療	不妊と診断されたもの
		対象者	なし
		助成上限額 (1回あたり)	航空費20,000円+宿泊費12,000円(6,000円×2泊)
		回数制限	年8回
		医療機関の条件	
その他			
19 北大東村	福祉衛生課	制度名称	(渡航費)専門医療要治療にかかる渡航費助成金交付要綱
		制度開始年度	平成28年度
		対象治療	不妊治療
		対象者	不妊治療で本島の医療機関に通っている夫婦
		助成上限額 (1回あたり)	航空費20,000円+宿泊費12,000円(6,000円×2泊)
		回数制限	年4回
		医療機関の条件	
その他			
20 久米島町	福祉課	制度名称	久米島町特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度	平成24年度
		対象治療	体外受精・顕微授精
		対象者	戸籍上の夫婦で、夫婦の両方が本町に住所を有していること 沖縄県が実施する特定不妊治療助成事業の助成承認決定を受けている者 夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方 町税等を滞納していない方
		助成上限額 (1回あたり)	15万円
		回数制限	沖縄県の事業に準ずる
		医療機関の条件	沖縄県が指定している医療機関
その他			

## 10. 県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和元年6月時点)

市町村	所属	支援制度内容	
21 糸満市	健康推進課	制度名称	糸満市特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度	平成28年度
		対象治療	平成28年度4月1日以降に終了した治療であって県の助成金の交付を受けた治療
		対象者	1、沖縄県助成事業により助成金の交付決定を受けた夫婦 2、申請時に、夫婦の一方又は双方が糸満市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に1年以上記録されている夫婦 3、市税等を滞納していない夫婦 4、他の市町村から同様の助成を受けていないこと 5、これまでに受けた市助成額が65,000円を超えていないこと(過去年度を含む)
		助成上限額(1回あたり)	1人あたり上限65,000円
		回数制限	なし(65,000円に到達するまで)
		医療機関の条件	県に準ずる
その他	特定不妊治療に要した費用から県助成金を差し引いた額を助成の対象とする。治療終了後1年以内に申請すること。		
22 宮古島市	健康増進課	制度名称	宮古島市特定不妊治療に係る航空運賃の一部助成事業
		制度開始年度	平成27年
		対象治療	特定不妊治療
		対象者	宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された者で、沖縄県の発行する特定不妊治療費助成事業承認決定書の交付を受けている者及びその配偶者
		助成上限額(1回あたり)	片道6,500円、往復13,000円
		回数制限	夫婦で各年度1人3回まで
		医療機関の条件	特定不妊治療費助成の指定医療機関
その他			
23 石垣市	健康福祉センター	制度名称	石垣市難病患者等渡航費等助成事業
		制度開始年度	平成29年度
		対象治療	本市以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊産婦・特定不妊治療中の方
		対象者	本市以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病患者・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊産婦・特定不妊治療中の方および未成年者若しくは介護保険法における要介護者又は要支援者、医師が通院のため必要と認める者(本市が付き添いを認める場合)の付き添いで同行する方のうち1名。
		助成上限額(1回あたり)	往復1万円(片道あたり5千円)ただし、助成額に満たない場合は実費。各年度上限1人2万円まで。
		回数制限	航空運賃の回数制限はなし。ただし、各年度上限1人2万円まで。宿泊費については、1人2回(1日4千円の3泊)まで。
		医療機関の条件	本市以外の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた者
その他			
24 竹富町	健康づくり課	制度名称	竹富町難病患者等渡航費助成事業
		制度開始年度	平成29年度
		対象治療	本町以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊産婦・特定不妊治療中の方
		対象者	本町以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病患者・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊産婦・特定不妊治療中の方および未成年者若しくは介護保険法における要介護者又は要支援者、又は医師が必要と認める付き添いで同行する方のうち1名。
		助成上限額(1回あたり)	離島割引運賃に基づく船賃の全額、航空運賃の80%、宿泊が必要と認められる場合に限り1泊上限4,000円、回数・助成可能金額等には上限はありませんが、県の発行する医療受給者証、事業承認決定通知書等が必要な場合有り。
		回数制限	なし(ただし、県外への渡航の場合助成不可)
		医療機関の条件	本市以外の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた者(ただし、県外への渡航の場合助成不可)
その他			
25 与那国町	長寿福祉課	制度名称	難病患者等の通院治療に係る渡航費等助成
		制度開始年度	平成30年度
		対象治療	指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾患、悪性新生物疾患、子宮頸がん予防接種後副反応、特定不妊治療
		対象者	沖縄県特定不妊治療費助成事業承認決定通知により通知を受けた申請者及びその配偶者で、島外医療施設で不妊治療を受ける夫婦
		助成上限額(1回あたり)	船舶及び航空路を利用した石垣島又は沖縄本島航路及び航空路運賃往復の8割相当の額を助成
		回数制限	無し
		医療機関の条件	無し
その他			